

国立市立中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立市立中学校の体育館を開放し、市民等の利用に供するため、条例の一部を改正するものである。

国立市立中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案

国立市立中学校の施設の開放に関する条例（平成12年3月国立市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「いう。）は」の次に「、体育館」を加える。

第5条第1号中「校庭」の前に「体育館及び」を加える。

別表中

「

開放する施設	開放する学校	利用区分	開放する日	開放時間
--------	--------	------	-------	------

を

」

「

開放する施設	開放する学校	利用区分	開放する日	開放時間
--------	--------	------	-------	------

体育館	全ての中学校	団体	平日	午後 4 時 3 0 分から 午後 9 時まで
			土曜日、日 曜日及び祝 日・休日	午前 9 時から 午後 9 時まで

に

改め、同表備考第 3 項中「校庭」の前に「体育館及び」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、体育館の利用の申請に係る許可その他この条例を施行するために必要な準備行為を行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の国立市立中学校の施設の開放に関する条例の規定は、施行日以後の体育館の利用について適用する。